2026 年 11 月５日

各　位

会社名　荒川化学工業株式会社
代表者名　代表取締役社長執行役員　高木　信之
（コード番号　4968　東証プライム市場）
問合せ先　取締役執行役員　経営企画本部長　冨宅　伸幸
ＴＥＬ　06-6209-8500（代表）

第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2026年11月５日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）をおこなうことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．処分の概要

（１）処分期日	2026 年 11 月 26 日
（２）処分する株式の種類および数	普通株式 256,000 株
（３）処分価額	１株につき 1,965 円
（４）処分総額	503,040,000 円
（５）処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （株式付与ＥＳＯＰ信託口）
（６）その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

２．処分の目的および理由

当社は、2026 年 11 月５日開催の取締役会において、当社および当社国内子会社の従業員（以下、「対象従業員」という。）を対象とした株式交付制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議しております。本制度の概要については、2026 年 11 月５日付で公表いたしました「従業員向け株式交付制度導入に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、ＥＳＯＰ信託の導入に伴い、当社が三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社との間で締結する株式付与ＥＳＯＰ信託契約（以下、「本信託契約」という。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ＥＳＯＰ信託口）に対し、自己株式の処分をおこなうものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規定に基づき信託期間中に対象従業員に交付をおこなうと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し 1.24%（小数点第３位を四捨五入、2026 年９月 30 日現在の総議決権個数 198,011 個に対する割合 1.29%）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は、株式交付規定に従い一定の要件を充足した対象従業員に交付がおこなわれるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

【本信託契約の内容】

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	対象従業員に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 （共同受託者　日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	対象従業員のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約日	2026 年 11 月 20 日（予定）
信託の期間	2026 年 11 月 20 日～2029 年 11 月 30 日（予定）
議決権行使	受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使いたします。

３．処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（2026 年 11 月４日）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社株式の終値である 1,965 円としております。当該価額を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員会（３名にて構成。うち２名は社外取締役）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

４．企業行動規範上の手続

本自己株式処分による株式の希薄化率は 25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以　上